

(仮 訳)

プレス・リリース

2008 年 9 月 25 日
バーゼル銀行監督委員会

世界各国の銀行監督当局が、強化された流動性リスク管理及びその監督のための健全な実務の基準を支持

中央銀行及び監督官庁から集まった銀行監督当局者は、バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）の「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」を支持した。銀行監督当局者は、2008 年 9 月 24、25 日に、ベルギー銀行・金融・保険委員会とベルギー国民銀行の主催により、ブリュッセルで開催された銀行監督者国際会議の場で会合を持った。

これらの原則が強調しているのは、銀行全体のリスク管理プロセスに十分に組み入れられた堅固な流動性リスク管理の枠組みを構築することの重要性である。流動性リスク管理に関する銀行のガバナンスにおける重要な要素も強調されている。本文書はまた、流動性リスクの測定及び管理を強化するための諸原則も明示している。銀行が行うべきことの例は以下の通りである。

- ・ 銀行固有のストレス及び市場全体のストレスを想定した様々な短期のシナリオ及び長期化するシナリオに基づき定期的にストレステストを実施すべきであり、その結果を用いて、堅固かつ実行可能なコンティンジェンシー・プランを構築すべきである。
- ・ 個々の業務部門におけるリスクに対するインセンティブと、それらの業務からもたらされる流動性リスク・エクスポージャーとの整合性を確保すべきである。
- ・ 日中流動性ポジションとリスクを能動的に管理し、平常時においてもストレス状況下においても支払・決済債務を適時に履行することによって、支払・決済システムの円滑な運行に貢献すべきである。
- ・ 各種の流動性ストレス・シナリオに備えて、処分上の制約を受けない、高品質の流動性資産をクッションとして保持すべきである。

バーゼル委の議長を務めるウェリンク・オランダ中央銀行総裁は、「新しい流

動性の諸原則は、この重要な分野におけるより良いリスク管理の促進に寄与することになろう。ただし、それは監督当局によるしっかりとした、適時のフォローアップがあつてのことである。バーゼル委は、これらの根本的な諸原則を銀行が確実に適用するようにするため、監督当局による厳格なフォローアップの調整を行う予定である。」と述べた。これらの諸原則は、2008 年 4 月に G7 財務大臣・中央銀行総裁に提出された「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラムの報告書」に示された健全性監督の強化に向けての重要な勧告の一つを支えるものである。

諸原則は、市場参加者が銀行の流動性管理の枠組みの堅実さや流動性ポジションについて、情報に基づいた判断を行うことを可能にするという、定期的な情報開示が持つ重要な役割について述べている。監督当局の役割についても強調されており、それには、流動性リスク管理上の欠陥がある銀行に対し、実効的かつ迅速に欠陥を解消する対処策を取ることを求める措置を講じるという責務も含まれている。諸原則は、国内外を問わず、他の監督当局や公的主体と定期的なコミュニケーションを図ることの必要性も強調している。

本ガイダンスにおいては、業務内容の複雑な中規模及び大規模銀行における流動性リスク管理に焦点が当てられているが、ここに提示されている健全性の原則はあらゆる種類の銀行に対して適用可能である。本文書に明記されているとおり、銀行及び監督当局による本原則の適用は、銀行の規模、業務の性質及び活動の複雑さに見合ったものであるべきである。また、銀行及び監督当局は、銀行がその活動法域の金融セクターにおいてどのような役割を果たしているか、どの程度システミックな重要性を有しているか、といったことも考慮すべきである。

諸原則は、バーゼル委が 2000 年に公表した流動性に関するガイダンスを大幅に強化したものである。諸原則の草案は、2008 年 6 月 17 日に市中協議に付すために公表された。寄せられたコメントは概ね支持を表明するものであった。コメント提出者からは多くの有益な明確化や提案が提供され、それらは諸原則の最終版に反映されている。

バーゼル委はまた、金融市場のストレスに対する強靱性を強化するための施策の一つとして、国境を越えて活動する銀行に対する、グローバルな流動性監督の適用上の整合性をより一層促進するような方策の検討を開始している。

(注)

銀行監督者国際会議は、1979 年以来2年に1回開催されており、世界各国の監督当局及び中央銀行の代表が参加している。本会議の目的は、国際銀行業務の監督における各国監督当局間の協力を促進し、共通の関心事となっている最近の問題点について意見交換を行う場を提供することにある。

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国及び米国の代表で構成されている。